

## 平成24年度印西市市民参加推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成24年6月27日（水）  
午前10時00分から午前11時45分まで
- 2 開催場所 印西市役所 附属棟23・24会議室
- 3 出席者 吉田淳子委員、前田伸彌委員、福川裕一委員、好川八重子委員、  
林 順子委員、菊地愛子委員、篠田吉範委員、浅倉美博委員、  
小山健治委員
- 4 欠席者 三島木和香子委員、
- 5 事務局 鈴木企画政策課長、高石主幹、小林主任主事
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 事 (1) 平成23年度印西市市民参加実施結果の報告について  
(2) 平成24年度市民参加手続の実施予定について  
(3) その他
- 8 議事録 (要点)

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回印西市市民参加推進委員会を開催いたします。

委員各位におかれましては、本日もご多忙の中、本会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、3点、委員の皆様にご説明させていただきます。

まず1点目でございますが、会議は印西市市民参加条例第11条第1項の規定により公開といたします。

また、会議の傍聴につきましては、印西市市民参加条例施行規則第12条第3項の規定に基づき作成しました、傍聴要領のとおりといたします。

次に2点目でございますが、会議の録音についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

次に、3点目でございますが、会議録への署名についてでございます。

会議録の署名人につきましては、名簿順でお願いしたいと思います。名簿順でいきますと三島木委員となりますが、本日欠席となりますので、大変恐縮ですが林委員にお願いしたいと思います。

本日の出席委員は9名でございます。よって委員の半数以上の出席がございますので、ただ今より、印西市市民参加推進委員会を開催いたします。

それでは、はじめに福川会長よりご挨拶をお願いいたします。

福川会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。それでは、印西市市民参加条例施行規則第15条

第4項の規定により、福川会長に議長をお願いいたします。

議長 それでは、会議次第の議題（1）平成23年度印西市市民参加実施結果の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議題（1）成23年度印西市市民参加実施結果の報告について、説明させていただきます。

最初に「印西市市民参加実施結果報告書」となります。

こちらは印西市市民参加条例第14条の規定によりまして、市長は毎年度の市民参加の実施状況を取りまとめ委員会に報告し、これを公表することになっております。

1. 市民参加の実施結果といたしましては、市民意向調査手続・市民説明会手続・市民意見公募手続・市民会議手続・審議会等手続となります。

2. 実施事項の報告といたしましては、別紙のとおりとなっております。

3. 未実施事項の報告は該当なしとなります。

2. 実施事項の報告について、説明をさせていただきます。

番号1から順を追って説明させていただきます。

番号1 新たな字の区域と名称の変更 所管課は総務課です。

事業の内容といたしましては、千葉ニュータウン21住区の字の区域及び名称の変更について、住所表示審議会から意見を聴取する審議会等手続を1回・委員参加数10名で開催し、市民意見手続をとりました。

続きまして、番号2 情報化推進計画の策定 所管課は情報管理課です。

事業の内容といたしましては、情報化推進計画の策定について、市民意向調査、市民意見公募及び情報公開・個人情報保護審査会より意見を聴いたものでございます。

市民意向調査を1回・412名、市民意見公募1回・0名、審議会手続1回・9名の参加となっております。

続きまして、番号3 消防行政の円滑な運営 所管課は防災課となります。

消防行政や消防団事業について、消防委員会に報告し意見を聴取したものでございます。審議会手続を3回開催し、延べ24名の参加がございました。

続きまして、番号4 入札・契約制度の改善等 所管課は管財課となります。

入札・契約制度の改善等について、入札監視委員会より意見を聴取したものでございます。審議会手続を2回開催し、延べ6名の参加がございました。

続きまして、番号5 第4次印西市行政改革大綱の策定 所管課は行政管理課となります。行政改革実施計画の進捗状況や第4次印西市行政改革大綱（案）及び第4次印西市行政改革実施計画（案）について、行政改革推進委員会より意見を聴取したものでございます。市民意見公募1回・1名の意見、審議会手続は4回開催し、延べ36名の参加がありました。

続きまして、番号6 次期総合計画の策定 所管課は企画政策課になります。

次期総合計画の策定にあたり、基本構想（素案）及び第1次基本計画（素案）について、それぞれ市民意見公募手続、市民説明会及び総合計画審議会、印旛地区審議会、本埜地区地域審議会から意見を聴取したものでございます。

市民公募手続を2回・10名、市民説明会を12回・208名、審議会等手

続を12回・115名の参加がありました。

続きまして、番号7 市民参加の推進 所管課は企画政策課になります。

市民参加の推進について、市民参加推進委員会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続を2回・14名の参加がありました。

続きまして、番号8 国際化推進方針の策定 所管課は企画政策課になります。国際化推進方針の策定に当たり、市民意見公募及び国際化推進方針策定懇談会より意見を聴取したものでございます。市民意見公募を1回・0名、審議会等手続を3回・26名の参加がありました。

続きまして、番号9 地域公共交通の利便の増進 所管課は企画政策課になります。ふれあいバスの実証運行等について、地域公共交通会議より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・20名の参加がありました。

続きまして、番号10 地域公共交通の活性化 所管課は企画政策課になります。ふれあいバスの実証運行における事業評価ガイドライン（案）や実証運行の利用状況とアンケート調査結果等について、地域公共交通活性化協議会から意見を聴取したものでございます。審議会等手続を5回・102名の参加がありました。

続きまして、番号11 都市再生整備計画（木下駅周辺地区）第1回変更に係る市民意見公募 所管課は、まちづくり推進課になります。社会資本整備総合交付金を活用した都市再生整備計画（木下駅周辺地区）第1回変更に対し、市民意見公募を実施したものでございます。市民意見公募手続1回・0名の参加でした。

続きまして、番号12 印旛高校跡地活用基本計画の策定 所管課は、まちづくり推進課になります。印旛高校跡地活用基本計画の策定について、市民意見公募及び市民会議を実施したものでございます。市民意見公募1回・2名、市民会議手続2回・36名の参加がありました。

続きまして、番号13 市民活動の推進 所管課は市民活動推進課になります。市民活動の推進に係る意見聴取や企画提案型協働事業の審査等に対し、市民活動推進委員会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続6回・61名の参加がありました。

続きまして、番号14 第2次男女共同参画プランの策定 所管課は市民活動推進課になります。第2次男女共同参画プランを策定するため、男女共同参画社会づくりに向けてと題して、市民意向調査を実施したものでございます。

市民意向調査手続1回・1,209名の参加がありました。

続きまして、番号15 第9次交通安全計画の策定 所管課は市民安全課でございます。第9次交通安全計画の策定などについて、市民意見公募及び交通安全対策会議より意見を聴取したものでございます。市民意見公募手続は1回・2名の参加がありました。審議会等手続は3回・44名の参加がありました。

続きまして、番号16 暴力団排除条例の制定 所管課は市民安全課でございます。暴力団排除条例を制定するにあたり、素案に対する市民意見を聴取するため、市民意見公募を1回実施し、参加はありませんでした。

続きまして、番号17 国民健康保険の充実 所管課は国保年金課でございます。決算や条例の一部改正等について、国民健康保険運営協議会に報告し意見を聴取したものでございます。審議会等手続を2回・24名の参加がありま

した。

続きまして、番号18 中小企業資金融資の審査 所管課は経済政策課でございます。

中小企業資金融資の審査について、中小企業資金融資運営委員会より意見を聴取したものでございます。

続きまして、番号19 企業立地促進条例に基づく事業者の指定 所管課は経済政策課でございます。企業立地促進条例に基づく事業者の指定について、企業立地審査会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続を2回・17名の参加がありました。

続きまして、番号20 地域農業の振興 所管課は農政課でございます。

農業振興地域整備計画変更願について、農業振興協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・11名の参加がありました。

続きまして、番号21 環境白書の策定等 所管課は環境保全課でございます。環境に関する施策や環境問題・環境行動に対する意見等のため、環境に関する市民・事業者意識調査を実施し、また環境推進市民会議及び環境審議会で見解を聴取したものでございます。市民意向調査手続1回・604名、市民会議手続10回・107名、審議会等手続2回・19名の参加がありました。

続きまして、番号22 放射性物質除染実施計画の策定 所管課は環境保全課でございます。東日本大震災による原発の放射性物質の拡散に伴う被害について、除染計画を策定するに当たり、市民意見公募を実施したものでございます。1回実施し、24名の参加がありました。

続きまして、番号23 廃棄物減量等の推進 所管課はクリーン推進課でございます。印西市ごみ減量計画について、市民意見公募及び廃棄物減量等推進審議会より意見を聴取したものでございます。市民意見公募は、1回・5名、審議会等手続は4回・41名の参加がありました。

続きまして、番号24 民生委員・児童委員の推進 所管課は社会福祉課でございます。

民生委員・児童委員の委嘱について、民生委員推薦会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・13名の参加がありました。

続きまして、番号25 障がい者及び障がい児の自立支援 所管課は社会福祉課でございます。障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう支援するため、地域自立支援協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・21名の参加がありました。

続きまして、番号26 障害者介護給付費の支給に係る審査判定 所管課は社会福祉課でございます。障害者介護給付費等審査会において、障害者介護給付費の支給審査判定を行ったものでございます。審議会等手続を11回・54名の参加がありました。

続きまして、番号27 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定 所管課は社会福祉課でございます。障害者基本計画及び障害福祉計画の策定にあたり、市民意向調査、市民意見公募及び障害者基本計画及び印西市障害福祉計画策定委員会より意見を聴取いたしました。市民意向調査手続1回・1,244名、市民意見公募手続1回・1名、審議会等手続3回・34名の参加がありました。

続きまして、番号28 第2次地域福祉計画の策定 所管課は社会福祉課で

ございます。第2次地域福祉計画の策定に当たり、市民意向調査、市民意見公募及び地域福祉計画策定委員会より意見を聴取したものでございます。市民意向調査手続1回・1,200名、市民意見公募手続1回・1名、審議会等手続11回・79名の参加がありました。

続きまして、番号29 要介護等認定の審査判定 所管課は介護福祉課でございます。被保険者の要介護等認定に当たり、介護認定審査会において審査判定を行ったものでございます。審議会等手続70回・406名の参加がありました。

続きまして、番号30 福祉有償運送事業に 所管課は介護福祉課でございます。福祉有償運送の必要性などについて、福祉有償運送運営協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・6名の参加でございます。

続きまして、番号31 地域密着型サービスについて 所管課は介護福祉課でございます。第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画における施設整備に伴う事業者の公募等について、地域密着型サービス運営協議会より意見を聴取したものです。審議会等手続2回・19名の参加がありました。

続きまして、番号32 地域包括支援センターについて 所管課は介護福祉課でございます。平成22年度地域包括支援センターの事業実施状況について、地域包括支援センター運営協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・9名の参加がありました。

続きまして、番号33 第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定 所管課は介護福祉課でございます。第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定するに当たり、市民意見公募及び高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会より意見を聴取したものでございます。市民意見公募を1回・5名、審議会等手続6回・58名の参加がありました。

続きまして、番号34 次世代育成支援行動計画の取組について 所管課は子育て支援課でございます。次世代育成支援行動計画に係る実施状況及び評価・取組などについて、次世代育成支援対策地域協議会に報告し、意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・12名の参加がありました。

続きまして、番号35 子ども虐待防止対策 所管課は子育て支援課でございます。子ども虐待防止対策について、子ども虐待防止対策協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・11名の参加がありました。

続きまして、番号36 市民の総合的健康づくり対策の推進 所管課は健康増進課でございます。市民の総合的な健康づくり対策について、印西市健康づくり推進協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・32名の参加がありました。

続きまして、番号37 印西都市計画について 所管課は都市計画課でございます。生産緑地地区の変更等について、都市計画審議会より意見を聴取したものでございます。

審議会等手続2回・20名の参加がありました。

続きまして、番号38 小林駅舎等整備推進事業 所管課は都市整備課でございます。小林駅自由通路の新設及び駅舎橋上化の整備について、市民説明会を実施したものでございます。市民説明会手続2回・60名の参加がありました。

続きまして、番号39 通学区域の適正化 所管課は学務課でございます。

21住区小学校の通学区域について、通学区域審議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・6名の参加がありました。

続きまして、番号40 心身に障害のある児童及び生徒の就学審査 所管課は指導課でございます。特別支援学級対象者の審議等について、就学指導委員会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・20名の参加がありました。

続きまして、番号41 学校給食に関する事項 所管課は指導課でございます。学校給食事業や食育事業等について、学校給食センター運営委員会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続5回・43名の参加がありました。

続きまして、番号42 子ども読書活動推進計画第二次 所管課は生涯学習課でございます。子ども読書活動推進計画第2次の策定のため、市民意見公募を実施したものでございます。市民意見公募手続1回・3名の参加がありました。

続きまして、番号43 社会教育の推進 所管課は生涯学習課でございます。

社会教育・生涯学習関連事業、文化・芸術関連事業、生涯スポーツ関連事業等の実施計画について、社会教育委員より意見を聴取したものでございます。

審議会等手続を1回・10名の参加がありました。

続きまして、番号44 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する事項 所管課は生涯学習課でございます。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する事項について、青少年問題協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・10名の参加がありました。

続きまして、番号45 視聴覚ライブラリーの運営 所管課は生涯学習課でございます。視聴覚ライブラリーの適性かつ円滑な運営について、視聴覚ライブラリー運営協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・11名の参加がありました。

続きまして、番号46 文化財の保護及び活用 所管課は生涯学習課でございます。

文化財の保護及び活用等について、文化財審議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・14名の参加がありました。

続きまして、番号47 文化ホールの運営 所管課は生涯学習課でございます。文化ホールの管理運営について、文化ホール運営会議より意見を聴取したものでございます。

審議会等手続2回・13名の参加がありました。

続きまして、番号48 図書館の運営 所管課は生涯学習課でございます。

図書館の管理運営について、図書館運営協議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・17名の参加がありました。

続きまして、番号49 公民館の運営 所管課は生涯学習課でございます。

公民館の管理運営について、公民館運営審議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・25名の参加がありました。

続きまして、番号50 市史編さんに関する事項 所管課は生涯学習課でございます。

市史編さん事業について、市史編さん委員会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続1回・12名の参加がありました。

続きまして、番号51 道作古墳群整備基本計画（素案）の策定 所管課は生涯学習課でございます。

道作古墳群整備基本計画の策定について、市民意見公募を実施したものでございます。市民意見公募手続1回・1名の参加がありました。

続きまして、番号52 歴史民俗資料館の運営 所管課は生涯学習課でございます。歴史民俗資料館について、印旛歴史民俗資料館運営委員会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・10名の参加がありました。

続きまして、番号53 学校体育施設開放に関する事項 所管課はスポーツ振興課でございます。

学校体育施設開放に関する事項について、学校体育施設開放運営委員会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続2回・10名の参加がありました。

続きまして、番号54 スポーツ振興に関する事項 所管課はスポーツ振興課でございます。スポーツ施設等使用基準などについて、スポーツ振興審議会より意見を聴取したものでございます。審議会等手続3回・22名の参加がありました。

報告は以上です。

議 長 今回の報告について、何か御意見はありますか。

前田委員 詳細についてですが、4番の印西市行政改革大綱について目的の達成度とありますが、何を目的として設定しているのですか。

事務局 具体的にはっきりとしたことについて確認は取ってはいませんが、行政側としては方針の大綱ですと具体的に計画を審議してもらって審議会だけでなく、広く市民に公表し、素案への意見をもらうという趣旨でパブリックコメントの手続を取っているものと考えています。

議 長 市民意見を集めるのが目的で、パブリックコメントでの成果は1件であったということですね。

前田委員 目的というのが、ややもするとパブリックコメントやアンケートの回答で数が多いと目的が達成できたとなりがちです。しかし、本来の目的というのは、件数の多さとは比例しなくて、よい意見が出たというのが目的の達成ではないのでしょうか。

この場合、手段を目的と考えて、目的が達成できたと書かれているのならば、それはそれでよいと思います。

あと、達成度の所で達成できなかったというのがないですね。達成できなかったとなっても仕事をしていないとは思いません。

達成できなかったところから仕事を始めてもよいのではないかと思います。

事務局 一般的にパブリックコメントを実施しても意見が出てこないか、意見があっても少数であることが多いです。意見が出てこないということは、素案について納得しているので、意見として出てこない部分もあると思います。

周知が足りないのかわからない部分もあります。パブリックコメントについては、広く市民の意見をいただければという考えでやっています。

議長 来年に向けて何か改善する点があればお願いします。

前田委員 意見の取扱い欄がありますが、パブリックコメントで市民からの意見があつて、こういうふうに変えたとか4行から5行でよいので、記載があればよいと思います。

議長 全体としては市民参加が浸透してきた結果であると思いますが、逆に市民参加が活かされているかについては形骸化しているように思われます。できれば、意見の取扱い欄を充実させる必要があるというのが意見ですかね。

事務局 パブリックコメントは、各審議会で審議するのが本来のやり方で、パブリックコメントの意見を組み入れて変更案なりを固めていくものと思います。個別の内容は、それぞれの附属機関で個別に対応しています。

議長 パブリックコメントの生の意見がそのまま出てくることはないです。出された意見は事務局で取りまとめた後、審議会に出てくるものです。意見の取扱いとはなんだとなるが、具体的に知るとなると審議会のほうも必要になります。

議長 それでは、議題の2番目をお願いします。

事務局 それでは、議題（2）平成24年度の実施予定についてご説明致します。

1 印西市地域防災計画の改訂 所管課は防災課 事業内容は平成25年度から施行する「印西市地域防災計画」の改訂を、平成23、24年度で実施する。改訂に当たっては、印西市防災会議で検討を行うと共に、市民意見公募手続（パブリックコメント）により積極的に市民参加を求めた上で、計画の改訂を行います。市民参加手続の種別は市民意見公募手続。参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由はパブリックコメントを実施して市民意見の把握を行なった上で、最終的な修正を行ない、審議会に最終報告する。実施時期は、1月頃、参加人数10名を予定しています。

2 第2次印西市男女共同参画プランの策定 所管課は市民活動推進課 事業内容は男女共同参画社会の実現を目指して、第2次印西市男女共同参画プランを策定する。市民参加の種別は市民意見公募手続。参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由は平成23年度に行った市民意識調査及び懇話会委員の意見を基に素案を作成したうえで、平成24年12月にパブリックコメントを実施し、平成24年度中に策定する。実施時期は12月頃、参加人数は10名を予定しています。

3 印西市環境基本計画の策定 所管課は環境保全課 事業内容は現環境基



本計画は、平成24年度が最終年度であるため、新しい環境基本計画を策定する。策定に当たっては、諮問機関である審議会に諮ると共に、市民意向調査（アンケート）、市民・事業者会議、市民意見公募（パブリックコメント）など積極的な市民参加を求めた上で、計画を策定する。市民参加手続の種別は、市民意向調査手続 市民意見公募手続 市民会議手続 参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由は環境に関する意識調査の結果を踏まえ、市民・事業者会議、庁内検討で施策の方向性を検討する。その結果を素案としてまとめ、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、計画に反映出来るものは反映する。最終的に計画案を審議会に諮問し、答申を頂き計画策定とする。アンケートは6月に実施。配布数は市民2,000・事業者200。パブリックコメント実施時期は12月、参加予定は10名。市民会議は年10回、参加は1回あたり市民会議11名、事業者会議3名の予定です。

4 印西市都市マスタープランの策定 所管課は都市計画課 事業内容は平成25年度から施行する「印西市都市マスタープラン」の策定を平成22年度から平成24年度にかけて実施する。平成22年度に基礎調査（市民アンケート）、平成24年度で住民説明会及び市民意見公募手続、都市計画審議会等により積極的な市民参加を求めた上で、計画策定を行う。市民参加手続の種別は、市民説明会手続・市民意見公募手続。参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由は都市マスタープラン基礎調査（市民アンケート）の結果を受け、都市マスタープラン庁内検討委員会及び庁内検討部会で素案を作成。住民説明会及びパブリックコメント、都市計画審議会等を実施して市民意見の把握を再度行った上で、最終的な修正を行い、2月の都市計画審議会での報告、平成25年4月からの施行を目指す。開催時期等については未定です。

5 小林駅舎等整備推進事業 所管課は都市整備課 事業内容は小林駅自由通路の新設及び駅舎橋上化の整備について、地域住民の意見等や理解を求めため、市民説明会を行う。市民参加手続の種別は市民説明会手続。参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由はこれまでと同様に設計の進捗に合わせて、小林地区まちづくり懇話会の席上、計画内容を説明し、意見を聴取する。開催は年3回程度。参加人数は1回あたり15名～30名程度です。

6 第2次印西市生涯学習まちづくり推進計画の策定 所管課は生涯学習課 事業内容は平成25年度から施行する「第2次印西市生涯学習まちづくり推進計画」を策定する。また、策定に当たっては、印西市生涯学習まちづくり推進計画策定委員会で検討を行うとともに、市民意見公募手続により積極的な市民参加を求めた上で、計画を策定する。市民参加手続の種別は市民意見公募手続。参加手続の種別の選択と時期及び回数とした理由はパブリックコメントの結果を受け、素案の修正により、案を作成し、再度パブリックコメント実施して市民意見の把握を行った上で、最終的な修正を行い、策定委員会に諮る。パブリックコメントは、11月に実施し12月の策定委員会で案を検討し3月の完成を目指す。開催実施は11月。参加人数は10名です。

以上でございます。

議長 皆さん意見はいかがですか。

- 吉田委員 環境計画のアンケートの対象は、どのような方ですか。
- 事務局 一般の市民2000名、事業者200社にアンケートを送付しております。
- 吉田委員 選ぶ規定とかはないのですか。
- 事務局 原則的に電算で無作為に抽出し、アンケートを送付しています。
- 前田委員 事業内容等のところが、策定や改訂になっていますよね。言葉の定義はあるのですか。市民参加の手続で重要なのはタイミングだと思うのですよ。使い分けている利用があれば教えていただきたい。基本計画の段階で市民意見を募集しても、条例どおり実施計画の段階で市民意見を聞くことはないですね。
- 事務局 実施計画は予算と直結しており、予算案については議会の議決で決まることですので、議決後予算を公表しています。
- 議長 実施計画というのは行財政計画で、何年に何をやりますというのを記載したものです。それを、その時の収入や必要性などを審議し議会で予算が決まるものです。
- 事務局 実施計画には、何をやるというのといつまでにやるということが記載されています。また、実施計画期間となる3年間の資金計画も記載しています。
- 浅倉委員 先ほど前田委員の発言ですが、条例のどこに書いているのですか。条例には、市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更や市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃とあります。実施計画とは別物です。
- 議長 予算の執行については、市民参加は馴染まないと思います。大枠で何をやっていくのかについて意見を聞くのが、市民参加制度の役割だと思います。
- 浅倉委員 新たに市民参加条例を改正する必要があるれば、条例を整理していく話だと思います。
- 議長 前半の結果報告について、御意見で言うと意見の取扱い欄について目的の達成も条例の趣旨をくんだ形で記載してほしいという意見を添えて、後半の実施予定については、今年度の計画に関して特に長期にわたる計画の前後の関係が分かるように記述の仕方を工夫して下さい。意見がなければ、議題1、2について承認でよろしいでしょうか。
- 浅倉委員 意見よろしいでしょうか。改訂、策定の言葉については、すでに計画があるものが改訂、新たな計画は策定という形で良いと思います。
- 議長 対象事業の名称について、今ある計画を直すのか、全く新しく作るのかに注意してください。また、実施予定については、なるべく伝わるように周知して

下さい。パブリックコメントが少ないので。それでは、議題1と2については、原案のおとり決定ということです。

議長　それでは、その他ということで前田委員からお願いします。

前田委員　前回の委員会でも話をしましたが、現在、クリーンセンターの移転について環境組合で計画されています。市民参加手続については、市の判断では市民参加条例は別の公共団体である組合には及ばない、組合の判断はあの条例は印西市の条例であるし組合には及ばないと、よって手続はしないというものです。

判断の根拠として、市民生活にどのような影響を及ぼすのか、それが大きいのか小さいのかを考えて、市民参加の精神に則って判断するべきでないのか。

別の法人だから市の権限は及ばないと判断するのではなく、ぜひ市長には、市民参加条例の精神に則って、組合が市民参加手続を採るよう要望したいと思えます。

議長　それは、市民参加推進委員会として要望したいのですか。

前田委員　前回の話で、委員会ではなくて個人でということです。市民参加推進委員会としては馴染まないの。賛同いただける方を有志として要望したい。

議長　それでは、この件について意見を出していただきたいと思います。意見交換をお願いします。

浅倉委員　そもそも市と組合は地方自治法によりそれぞれ独立した団体です。独立して法人格を持っており、組合を構成した時から別になっている。市民感情では、印西市の中央にクリーンセンターがあって、市の事業と考えられる方もいるとは思いますが実際は違うのです。条例をそのまま運用するのは厳しいのかなと思います。

前田委員　それは重々承知しています。しかし、組合予算の分担金の6割を印西市が負担しており、市民が受ける影響度も大きいわけです。

浅倉委員　市議会でも議員同じ内容を言っていた議員もいました。しかし、法的に申し上げれば難しい。条例の対象とするのは難しいということです。

議長　組合にも構成市町から議員が出ている議会がありますよね。組合でも最終的には、議会が決定するわけですから。

前田委員　市民の声を聞きますというのが、市長の政治信条だったと思います。市民参加条例を適用するというのは法律以前の話ですよ。

篠田委員　市長からの説明が足りないということなのですか。

前田委員 候補地を決定する前に市民の意見を聞いて下さいよと。それだけです。今回は手続の順序が違うんじゃないと思うのです。

菊地委員 市民の署名が3,000名ということだが、市民9万人から見るとちょっと寂しいと感じがします。問題であれば何万の署名が集まってもおかしくないと思います。これまでのお互いの話合いが足りなかったのかなと思います。

議長 施設をつくることに関しては、法的手続き、具体的には都市計画法の中で市民意見を聞く手続きがあります。また、条例・規則でも、法律の手続が優先すると規定されています。都市計画法上の手続として、公聴会及び縦覧があります。結論としては、委員会で決議して意見書を出すのは難しいと思います。有志でお出しになるならご自分でということになります。

議長 それでは、今回の市民参加推進委員会はこれで終了します。

平成24年6月27日に行われた印西市市民参加推進委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

平成24年7月20日

会議録署名委員\_\_\_\_\_